

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第18回）

1 開会

【座長】 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会の第18回を開会します。

2 議事

（1）市民意見の聴取（意見交換会・ワークショップ）について

【座長】 今日は、これまで議論してきたことについてまとめている骨子案の素案についてご議論いただくことが中心テーマですが、そのテーマに入る前に、資料1、資料2に基づいて、市民意見の聴取とか市民意見交換会をどう持つかと、ワークショップ等々についてどういうことを予定しているか、まずご説明いただきたいと思います。

（資料1及び2について、事務局より説明）

【座長】 特に資料2については、A委員、B委員が市民感覚の知恵を出していただいたようで、ご協力ありがとうございました。この2件について何かご質問はございますか。

【C委員】 確認ですが、このワークショップに参加される無作為抽出の市民は、どのぐらいの抽出をして通知するのか。それから、通知書そのものが意見交換会の前に届いていれば、意見交換会に参加していただける人が増えると思うのです。さっき1月下旬には通知したいと言っていたので、お手元にはもう届いている状況で、2月25日を迎えられると思っていいですか。

【企画調整課長】 そのとおりです。抽出数は資料2の裏面の一番下に、18歳以上から1500名を無作為に選ぶと記載しております。

ここで「1,500名を無作為に」と書いているのは、今後の武蔵野市に関することということで、長期計画のときにも同じことをしているのですけれども、1500人のうち1000人については本当に純粋な18歳以上の無作為をさせていただいて、あと、若い方に対しての出席を促すという意味で、残り500については18歳から30歳までの方にお送りさせていただく。これぐらいお送りすることで全体がバランスよく来ていただけるというのが過去の経験からございますので、このような形でやらせていただきたいと思いますと考えております。

2番目のご質問では、1月の下旬に無作為抽出の候補者の方にお送りさせていただきますので、当然意見交換会にもお越しいただけるタイミングでご案内させていただきます。

【C委員】 何人ぐらい来る予定ですか。

【企画調整課長】 ワークショップは1回60名を定員とさせていただいて、仮にオーバーしてしまった場合には抽選にさせていただきます。

【D委員】 意見交換会で、特に意識ある市議会議員さんが来られると思うのですが、扱いとしては市民と同じような形でいいのでしょうか。

あと、意見を制約はできないと思うのですが、留意していただくことがあるのであれば、議会でも今ちょうど議会運営委員会を断続的に行っているの、声かけだけはしておこうかと思うのです。何かありますか。

【企画調整課長】 こちらのほうからこうしてくださるとはお願いできませんので、議会ですう取り扱っていただくかという形になるかと思います。長期計画の際にも、意見交換会には市議会議員の方にお越しいただいてご覧になっているだけという場合もあると聞いております。

【D委員】 わかりました。少し心配というか、議会基本条例の策定に関わっていない議員もいらっちゃって、自治基本条例に関しては独自の考え方をもちの方もちいらっしゃるし、市民の方と意識が全然違うし情報量も違うので、その方がわっと意見を出されるのもちょっといかなものかなと思っておりますので、その辺は配慮していただくような声かけはさせてもらおうかなと思ってます。

【G委員】 議員さんにつきましては、改めて別の場で意見を聴取する機会がありますので、あくまで市民ベースでの意見交換会を議員活動として聞いていただくことが主体になるかということです。不明な点についてご質問とかをいただくのは結構だと思いますけれども、積極的に議会議論と同様のことでやられると、一般の市民の方はちょっと入りづらいなという懸念はあると思います。その点はぜひご配慮を。

【E委員】 ワークショップについてです。よくワークショップをやって問題になるのが、意見は求めました、発表もしました、でもどこに反映されたのかと、参加された方が実感できないというのが今までも結構大きいのです。これを最初に、議論が始まる前、ワークショップが始まる前に、こういう形で反映させてもらいますよということをぜひ説明していただきたい。それにのっかって皆さんがお話すればそういうことがないと思いますので、この点はぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【企画調整課長】 その点については、しっかり説明させていただきます。ワークショップのご意見もそうですし、意見交換会、それからパブコメ、いただいたさまざまな意見を可視化しまして、全てを反映できるかどうかはわかりませんが、取り扱いについては全て公表させていただきます予定をしています。

(2) 骨子案素案について

【座長】 それでは、これはこういう形でやるということをご承認いただいたことにいたしまして、本日の主題である「骨子案素案について」に入ります。資料3について、ご説明をお願いいたします。

(資料3について事務局より説明)

【座長】 大変要領のいい説明をしていただきました。

全部を通してご説明いただいたのですが、これから議論をしていくに当たっては大分量がありますので、4分割にして、1つ1つ片づけていきたいと思います。

最初に、「前文」「第1章 総則」「第2章 市民・議会・市長等の役割」というところまで何かご意見があれば、まず承って意見交換をして決めていきたい。それが済んだら、次は「第3章 参加と協働」について議論をいただき、それが済みましたら、3番目には「第4章 議会と市長との関係」について意見交換し、最後、4回目は「第5章 行政の政策活動の原則」「第6章 多様な主体との協力」「第7章 平和」について意見交換をするという手順でいきたいと思います。できれば全体を一応済ませたいと思うのですが、どうしても時間が足りなければ、残ったところは次回に回して、さらに議論することにしたいと思います。そういうことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、最初の「前文」「第1章 総則」「第2章 市民・議会・市長等の役割」まで、7ページまでのところについて、何かお気づきのことや気になることがございましたら、遠慮なくご発言いただきたいと思います。

こうやって書いてみると、いろんなことを言ったから前文がたくさん書いてありますけれども、あまりバランスを失した長い前文もどうかと思いますので、うまく整理していただきたいと思います。

【D委員】 言葉遣いで、ちょっと細かなところですが、気になったのが、まず前文のところ。上から3つ目「戦争の被害を繰り返さないために」というのは、戦争を起こさないということだろうとは思いますが、一種、前提としているような印象も受けたので、簡単な言葉で言うなら、例えば「二度と起こさないために」だとか、後ろのほうで「戦争の惨禍」という言葉遣いをしていたところもあったと思うので、表現を変えたほうがいいのではないかと。

6番目では緑の憲章に触れられています。時系列が私もうろ覚えだったので調べ切れなかったのですが、緑の市民委員会が、たしか最初にできた市民委員会だった認識があったので、緑の憲章そのものが市民参加でスタートしたということに触れたほうがいいのか。その後の長期計画に対しての武蔵野方式と呼ばれる住民参加という大きな流れになっていったかと思うのですが、たしかここが最初だったという認識があったので、「市民参加によって緑の憲章を定め」という表現はちょっとどうか、というのが思ったところです。

あと2つあります。3ページの「総則」の中ですが、市民自治と住民自治という言葉があるので、その辺をイコールで結んでいいのかどうか、気になったものですから、その辺の整理はどうなっているのか。

用語の定義のところ、市民の定義があるので、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者」というところ、外国人をどうするかというところに触れたほうがいいのかどうか、その辺も気になったものですから、一応提起だけさせていただければと思います。

【座長】 それでは、まず第1点の「戦争の被害」という、「前文」のところに出てくる表現です。もう少し適切な表現に変えたほうがいいでしょうね。どう変えるのが一番いいですかね。

「第7章 平和」の「平和」の②は「戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継いでいくこと」と書いてありますね。趣旨・説明の最初の黒ポツには「二度と戦争の惨禍を繰り返さないよう」と書いてありますね。そういう感じの表現のほうがいいかと思います。

【副座長】 「二度と」は別として「戦争の惨禍を」というぐらいでね。

【D委員】 結構だと思います。

【座長】 その次の緑の憲章の話のところですよ。これはおっしゃるとおりで、正式の委員会名は「緑化市民委員会」ですけども、その前につくられた最初の市民参加に基づく長期計画の中に、これからこういう市民委員会をとって、たしか6つぐらい挙がっていたのです。それを順次つくっていきと宣言されていたのですが、その第1号として緑化市民委員会が立ち上げられた。おっしゃるとおりです。最初の委員長は松下圭一先生がなされたのですが、その最初から私は一委員として加わり、私の市民参加の最初の経験となりました。市民の間でさんざんたたかれて、文章は練り上げられたのですが、原案を書いたのは私でした。そんなことをあまり詳しく前文で書く必要はないと思うのですが。

【D委員】 市民参加の実例として最初にあったというのを強調してもいいのかなという気がしたのです。

【座長】 そこはお考えください。緑の憲章の正式名称に「市民」がついたかな。「武蔵野市民緑の憲章」で「市民」がついているね。入れるとしたら、そこは正式な名称にしてください。それから、3点目です。

【副座長】 市民自治と住民自治の表現の統一が必要。

【D委員】 混同というか、イコールとして考えていいのかどうか。言葉が2つあるのはどうかと思ったのです。地方自治法に根拠があるということで、「地方自治の本旨」というところから出てきたのだらうと思うのですが、団体自治と住民自治という言葉で説明されているので、そこで出てくる住民自治ということと市民自治ということがイコールで結ばれていいのかどうか。そんなことが気になったものですから。

【副座長】 言葉を「住民自治」に統一したほうが、法律的にはわかりやすい。説明もしなくていい。

【座長】 説明しなくていいのだけど、市民自治と言ったほうが武蔵野的という気がするのです。中身としては、地方自治制度を説明するときに学者が使う「団体自治と住民自治」というときの「住民自治」に当たるものを、我が市では「市民自治」と言っているということだと思います。

【D委員】 そういう説明をどこかに設けるのであれば、そのほうがいい気もするのです。

【座長】 市民自治については、ここで説明しています。印を入れて、上の括弧書きの中に入れてあって、「用語の説明」のところで「自治とは、一般的には自分や自分たちに関することを自らの責任において処理することを言います。市民自治とは、市の行政を行う場合に、市民の意思と責任に基づいて処理をするという原則のことで、地方自治法に根拠があります」。ここで「地方自治法に根拠があります」と言った途端に、それは住民自治だというのが出てくるのだらうということですね。

【副座長】 住民自治と使う場合には、一般的に市民自治とほぼ同じような使い方をしていて、特に私は、青森、岩手の大学にいて、いろいろな市町村を回ると、市よりも町村が多いので、そこだと意識して住民自治という言葉を使っていました。市に行ったら市民自治という言葉を使っていたのです。それでほとんど通用しまして、違和感がない。逆に、町村のところで市民自治というと、ここは市ではないから使わないでという、ちょっとアレルギー的な考え方を持つ町村もありました。したがって、私は分けて使っていたのですけれども、武蔵野の場合には、いずれにしても市ですから、住民自治と分けて使わなくても理解できるかなということで、同じように考えて構わないのではないかと。むしろ住民自治というよりも市民自治のほうが、武蔵野市は市民が納得する気がします。

【企画調整課長】 「用語の説明」の「自治法に根拠があります」は、自治法で言われている住民自治のことですので、「用語の説明」でそれがわかるように記載させていただいて、「目的」のところについては「市民自治」という言葉を使わせていただく形でよろしいですか。

【F委員】 地方自治法に根拠があるというのは、具体的にはどういった意味でおっしゃっているのでしょうか。何か意図があるのでしょうか。地方自治法ではないですし、憲法にも文言上はありません。

【座長】 憲法の第8章にも、団体自治と住民自治という言葉はない。地方自治法の本旨を説明するときに学者たちが、そういう両面があると、使います。

【副座長】 勝手に団体自治、住民自治と言っているだけではないでしょうか。

【企画調整課長】 そこは誤解がないような形に修正します。ご指摘ありがとうございます。

【座長】 副座長の発言につけ加えますと、市民という言葉が使われると、町村はアレルギーがあるとか、村民だとか町民だとか言うというお話がありましたけれども、必ずしもアレルギーではなくて、中には村とか町であることを誇りにしていらっしゃる自治体もあります。だから、ちゃんと村政と言ってほしいし、村民と言ってほしい、そういう誇り高い観点から「市民」という言葉を使いたくないということもあることは理解したほうがいいと思います。

もう1つは、自治が二層になっていて、都道府県も自治体ということになっていますから、

都道府県の自治についても住民自治という問題があるわけです。ここも府民の自治だ、都民の自治だ、県民の自治だ、それぞれに合わせて言えば言えるのですが、一言で言えば住民自治というほうが全部通るのです。それを「市民」というと、都道府県にはちょっと使いにくいという声が出ることは確かだと思います。でも、武蔵野はそういう説明さえきちんとできるようになっていればいいですかね。

4点目の外国人問題はどこが紛らわしいのですか。

【D委員】 紛らわしいというか、用語の定義のところで、市民を「市内に居住する者」云々と説明されているのですけれども、ここには特に「外国人を含む」だとかそういった表現はないので、どうだろうと。指摘をされたときに、そこはきちんと説明できるようにしておいたほうがいいのかないというのが気になったので、その点です。

【座長】 「市民は市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者」と定義しようとしているのですが、外国人であっても、在留資格を認められた人はみんな住民登録されていて、住所をここに持っていますから、「市内に居住する者」でこの中に入っていることになります。広い意味で使うときの「市民」というときには、外国人も入っているという理解でいいと思います。住民投票のときに、それをどうするかというのは新たな論点として出ているということです。

【D委員】 住民投票のところは、たしか後のほうでまた出てきますけれども、公職選挙法に基づいたという記載があったので、その点は一定の整理ができるかなと思っております。

【座長】 そうですが、そののところにいったら私は意見を言おうと思ったのです。忘れないように、関連で先に行っていていいですか。

11 ページに、廃置分合・境界変更という案件と、それ以外のものとの違いを区分けした表がついていますね。「発議」「成立要件」「結果」「公表」「投票権者」としておきまして、最後の「投票権者」のところに、公職選挙法上の有権者と同一にするという案になっていると、ここには書いてある。明確に断言している。そして、次の 12 ページの「検討すべき事項」へ来ると、③「住民投票の投票権者に外国人を含むか」。ここはまだ検討しなくてはいけないとなっているので、表現の平仄が合っていないのではないかと。こちらの表のほうは言い切っている。ここで「公職選挙法上の有権者」と言ったら外国人は入りません。これは入っていないわけだ。そう決めたというニュアンスがあるので、それなら「検討すべき事項」の③はやめたほうがいいのですが、実はこの中でもほぼ半々に意見が分かれていた問題なので、条例化するまでに議会でも慎重にお考えになったほうがいいと思います。かなり真剣に議論しなくてはいけない問題だというなら、12 ページの③は残しておいて、表のほうで書いてある「公職選挙法上の有権者と同一」はやめて、「公職選挙法上の有権者プラスアルファ」とかなんかにしておいて、そこは決まり切っていないという表記にしたほうがいいのではないですか。

【企画調整課長】 事務局としては、この間の住民投票の外国人のところの議論の中で、スタートについては「公職選挙法上の有権者と同一」で、その後、推移を見て、外国人について検

討していくというニュアンスに受け取っておりました。

【座長】 スタート時点はこれでいきますよというのは決まったという理解で、しかし、経過中に様子を見ながらまた考えたらいいでしょうというのが③だ、こういうことですか。それならそうわかるように書いたほうがいい。

【企画調整課長】 懇談会の中でもう一度、こちらの理解と違っているとイケませんので。

【座長】 それは、そういう理解のほうがよければ、そうしてください。
もとへ戻ります。他の方々から何かありますか。

【F委員】 先ほどの「市民」についてですが、あまり細かく言ってもよくないかなと思うのですが、学問的には「市民」というのはキビタスとかそういった形で、都市国家の中での公民とか市民とか、選挙権を持っているとか市民権を持っているとされていたのです。人が見れば市町村の「市」という形で考えるかもしれないのですが、フランス的に言えばシトワイヤンという形の感覚を前面に出したほうがいいのかないかなという気もします。「住民」と言ってしまうと、「市内で働く者、学ぶ者及び活動する者」がカバーしにくくなるので、やっぱり「市民」という言葉のほうが適しているのかなどと考えたのですが、そこまで書く必要もないかなということのを思いました。

さらに、前文のところですけども、さまざまな自治体の自治基本条例の例などを見てみると、非常に平易な言葉で易しく書かれているものもあれば、三鷹市自治基本条例などは、私が見たところではちょっと格調高いといった雰囲気がありました。そこで、武蔵野市はどうだろうと見てみると、緑の憲章もやはりちょっと格調高い雰囲気だったのです。そのどれを選ぶかというのは単なる選択の一つだと思うのですが、個人的には、確かに難しくなるかもしれないけど、緑の憲章でもそうならば武蔵野市自治基本条例も、格調高い、どちらかという文語調のようなもので書かれてもいいのではないかと勝手に思いました。

【座長】 2点おっしゃったのですが、そうすると、市民のことについては、先ほどの議論がありましたけど、市民自治でいくことにしましたから、それは市民の用語の定義のところでも、市内に居住する者だけではなくて、市内で働く者だの学ぶ者だの、市内で活動する者だの、みんな入っていれば、住民よりも市民のほうが包括しやすいという感じがするので、市民に賛成するとおっしゃったわけですね。何も変えなくていいですね。

【F委員】 ただ、意味としてそういうバックグラウンドがあるというのを、書く必要はないけれども、わかっているでもいいのかなという気がいたしました。

【座長】 その説明を入れていくと、外国人問題が難しくなるのです。選挙権を認めているか認めていないかという問題になってくる。そこは少し厄介になるので、その説明は加えないほうがいいと思います。

2番目は、前文の格調。これは条例化のときに検討していただきましょう。ここで文章まで

は出せないから。

【B委員】 2章の「市民の役割」のところですが、市民に関しては、責務ではなくて、役割という程度で書くことになっていたと思います。今回、この3つが出ていますが、ここまで具体的には話が出なかったような気もしますが、ここに3つ出ているのは、いろいろな自治体でもこういう形で触れられていたような気もしますし、この内容自体に異論はありません。けれども、あえて「役割」としたので、書き方としては「なりません」とか「するものとします」というよりは、どういう立場で書くかということによりますが、市民であれば、「自覚したい」とか「でありたい」とか書くでしょう。この書き方ですと、誰かから言われているような気もします。どのような表現で書くか、書き方はこれから考えられると思うのですが、市民に受け入れやすい表現にするとか、これからワークショップやパブコメなどでどういう意見が出るかを見て、それからまた考えてもいいかと思うのです。

【座長】 大事なことです。今から変えますかね。「配慮するものとします」というのも何かあれだね。「自覚しなければなりません」はちょっとお説教のように聞こえます。

【副座長】 例えば「配慮するものとします」、次も「自由と人格を尊重するものとします」。最初だけ「しなければなりません」で、表現の語尾が違ってきている。そうすると、これは何か意味があるのかとなってくるから、ここは統一したほうがいいのではないですか。

これを合わせるとすると、「自覚するものとします」と言ったほうが、表現的には3つともそろいますね。

【座長】 差し当たり、そうしましょうか。「自覚しなければなりません」が消えるかだね。それでいいことにしようか。「あることを自覚するものとします」。最終的に書くときは、文案について、またよくご検討いただきたいと思います。

【A委員】 私も「市民の役割」の同じところですけども、2番目の「次世代及び市の将来に配慮するものとします」に関しても、読んでいて何となくは分かるのですが、どんなときに配慮するのかなど。全ての行動に対して将来に配慮する必要があるのかと考えると、そういうことでもないのかなと思って。市民活動を行うときなのか、もう少し具体的な書き方になっていると、役割として認識しやすいかと思いました。

もう1点は、私の意見として以前お話をさせていただいたのが、自分たちのまちなので安心して生活できる環境は自分たちでつくるものだし、守っていくということが市民の役割として1つあるのではないかなと思いましたので、この3つと並列になるかわからないですけども、この中に入ってくるといいかなと思いました。

【座長】 そういえばA委員はそのことを、今までの議論の中でかなり強調していたね。日ごろからそういうことに気を使うというのは、災害時の自助活動みたいなことにも関わりますね。「次世代及び市の将来に配慮するものとします」というのは、市政の進め方について考えると

きに、今の市民の利益のことだけ考えるのではなくてという意味だから、市政のあり方を考えるときにという意味ですね。現にいる市民のことだけじゃなくて、将来の市民のことというふうに。それは自分たちの子どもでもあるかもしれませんが、自分たちはよそへ出て行って、他の人が入ってくる。武蔵野は非常に入れ替わりの激しいところですから、常に新しい市民が入ってくるのですが、そういう人たちのことも考えながらやらなくてはいけないという趣旨で入っています。

【E委員】 皆さんのご意見を聞いていて思ったのですけれども、前文のところです。「市の歴史的な経緯とこれまで行ってきたことについて」というのは、量的に膨大なものがあるので、ここは2つに分けたらいかがかなと思いました。市の歴史的な背景をまず1つ受けて武蔵野市はこういうことを行ってきました、行ってきた結果、今後こういうまちにしたいので自治基本条例を制定する、そういう組み立て方にすると、今後の意見交換会とかワークショップで、市民の方々が意見を言いやすいのではないかなと思いましたので、ご検討いただけるとありがたいかなと思っています。

もう1点が「第2章 市民・議会・市長等の役割」です。私が読んでいて気になったのが、6ページの「議員の役割」の真ん中のところ。「議員は、市民の一部ではなく、市民全体の利益を追求します」という文言があります。意味としては通じないことはないですが、「市民の一部」という言い方でなくて、「一部の市民」なのかなと思ったのです。「市民の一部」はどういうことだろうと。細かいことですが、もし直せるものだったら、そうしたほうがわかりやすいのではないかと。以上、2点です。

【座長】 前文の整理の仕方ですけど、表現として、市の歴史的な背景と、今まで戦後どういうことに努力してきたかということと、一応分けたほうが整理はしやすいでしょうね。ただ、そういう整理にすると、中島飛行機という軍需工場があったから爆撃を受けたということがあり、だから平和の日を決めたということまで出てくると、まとめにくい。背景の話とくっついてしまう。ここではそれをあまり書かなくてもいいのです。戦災を受けたことは書いていいですけど、平和の日云々という話は、後ろのほうに、7章に出てくるから、そこの説明に入ってくれさえすればいいのではないかとこの気もするのです。

先ほどの「戦争の被害を繰り返さないために」という文章は変わりましたが、「多くの平和施策を展開し、11月24日を武蔵野市平和の日として定めたこと」というところまで、そんな具体的なことをこの前文で書かなくてもいいのではないかとこの意味です。それは7章に出てくるから。そういう軍需工場があったので、東京圏の空襲第1号を受けたということを書きさえすればいいのではないかと。戦後の人口急増期に入ってきてというところから、この武蔵野がどういう市政の展開をしてきたかというのをまとめていただければ、2つ目のまとめになる。そんな構造の書き方でいいのではないかとこの気がするのですが、いいですか。

【企画調整課長】 具体的な修正のイメージは、今のこの「戦争の被害を繰り返さないために」の経過以外のところは削除するということですか。

【座長】 そう。3番目のところは、ここに書かなくてもいいのではないかと。

【企画調整課長】 これはなくします。

全体が、歴史的な経緯があって、その次に、この経過を踏まえて目指す方向性についてという形ですけれども、今の話は、1番目のところをさらに2つに分けるといってお話でしたか。「市の歴史的な経緯とこれまで行ってきたことについて」というのが大きな固まりになっています。

【座長】 そう2つに固めるとものすごく分量が多くなるから、E委員がおっしゃったのは、歴史的な背景と、これまで行ってきたことの「これまで」は、戦後のことでいいですね。そういう2つの文に分けたほうがよくないかということ。歴史的な背景というと、江戸時代の新田開発みたいな、畑ですけどね、そういうことから始まって、吉祥寺の大火があってというのは、この間も話題が出ていたじゃない。そういうふうにして積み重なってきてできたまちだという話と、それは要約すればいいのですが、そのことと、そこに軍需工場まであったものだから、戦争のときには被害も受けたというところを背景みたいにして、戦後の武蔵野市政の展開、非常に特徴的なことをその後の一固まりで書くという書き方がいいのではないか。上の表題も、そういう2群に分けておいたほうが良いのではないか、という意味です。

【E委員】 ちょっと補足をさせてもらっていいですか。意見交換会で市民の方からさまざまな意見が出てくると思うのですが、もっとうこういうことを入れたほうがいいのではないかとこのに整理がつけやすいのではないかと思うのです。歴史背景と行ってきたことを一緒の項目にしてしまうと、市民の方々もゴッチャになって意見を言わざるを得なくなってしまうのではないか。なので、歴史的背景は歴史的背景として1項目にまとめておいて、それを踏まえて、武蔵野市としては、市民の皆さんにとってはそれぞれ思いがあって意見を述べられると思うのですが、2ページの最後のところで、要綱行政みたいなのところをものすごく感じていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれないし、僕らが議論し切れなかった部分も意見交換会の中で出てくるのではないかと、そんなふうに思っている。それを期待しているのです。なので、項目としては、ここはもう少し意見が出しやすいように分けたほうがいいのではないかとこの提案をさせていただきました。

前段が歴史的な背景で、後段がこれまで行ってきたこと。この1つを2つに分けたらいかがでしょうか。今、ゴッチャになっているので。

【企画調整課長】 全体が今、大きく3つになっていますけれども、1番目を2つに分けて、全部で4つにということですね。行ってきたことというのは、今ここに記載されているようなことでいいですか。特にこれをさらにまとめるとかではなくて、つくり、構成として。

【E委員】 市民の方が意見を言いやすいように。そうすると、2ページに書いてある要綱行政も入れてほしいとか、さまざまな市民の思いがあるでしょうから、言いやすいのではないかと思います。

【座長】 E委員のおっしゃった2点目、「一部の市民」はごもっともなことです。これは

「市民の一部」ではなくて、「一部の市民」とひっくり返すのなら、「一部の市民の利益ではなく」ということだね。文章は「市民全体の利益」となるね。では、そこはひっくり返してください。

【副座長】 今さらこんなことと思うのですが、全体的に見たら、特に前文は、過去の武蔵野の歴史的な経過、昭和28年から昭和33年の間、武蔵野市は赤字団体だったのです。非常に厳しく、小学校、中学校をつくるだけで、ほかは全然手が回らない。その中でも教育を中心にまちづくりをしてきて、人材育成をしてきた。これが武蔵野の1つの特徴です。それを踏まえて、今度は市民参加という全国で初めての考え方を実践してきた。その結果、どうなったかといったら、今では吉祥寺を中心として住みたいまちナンバーワンというまちづくりをやってきた。これを踏まえて今後どうするかという将来を、前文だから、きちんと、高らかに宣言してもらいたいというのが私の考え方です。過去の歴史と行政手法と、その結果、日本でも有数のまちづくりとなって、それを今後とも引き続いて市民参加なり住民自治を中心に、武蔵野市はますます将来に向かっていくということを前文に宣言的にやる。E委員の考え方と近いですね。こういう分類をしていただけたらいい。これはなかなか難しい意見ですけれども。

もう1つ、これは全体像ですけれども、最初の骨格構成のイメージ図を見ていただくと、これは前文から始まって、1章、2章、3章と来て、議会の責務が4章に来て、市長の責務が5章に来て、このまま終わっているのです。4章と5章を両方とも矢印で6章につなげてくるというやり方をしていない図になっているので、これをつなげたい。

それから、6章と7章の体系ですが、平和を最後に持ってきていいのか、あるいはもっと前に持ってくるのか。この議論はあまりされていなかったのかな。6章の後に、7章としての平和なのか。前文で言う平和は、この基本条例の中でどう位置づけられるのか。どれがいいのか、委員の意見を聞いたほうがいいのか。

【座長】 いろいろなことを言われたので、どこから議論するか。比較的簡単なことからやりましょうか。4章と5章と6章の間をつないだほうがわかりやすすくないかと言うから、つなぐのは点線でいいですか。上とつながっているのと同じように締めくくる。そこはそう直してもらいましょう。

7章の位置づけは、議論をし出したらかなり大変だ、なかなか難しい。これはちょっと性質の違うことです。ある意味では前文につながっている。最後の「結び」みたいになっているわけで、これも1つのいいアイデアだと思うのですよ。これを前のほうへ持っていくと、位置づけが非常に難しくなるという感じはする。

【副座長】 私は基本的にはこれでいいと捉えています。それで問題を提起したのではなくて、こういう質問があったらどうするのかということも前提に議論したということで問題点を提起したのですけれども、なぜこういうのをやったのかというと、4章、5章も含めて6章で「多様な主体との協力」とあるのです。多様な主体との協力は国際交流も含まれます。国際交流が含まれるとなると、これは自治体の平和外交です。平和外交という位置づけの流れから、最後に「平和」と持ってきてもいいのではないかというのが、私の持論です。これを大きく変えようという意味ではなくて、こういうことをこの委員会の中でも議論した、こういう内容を入れ

てもらいたかったので、問題点を提起したのです。これについて、意見を委員の何人かから言ってもらおうといいなと思っています。

【座長】 私は基本的に賛成します。ほかの方はどうでしょうか。

【D委員】 私も、基本的にはそれでいいのかなと思っています。前のほうに持ってくるということになると、理念的なものも当然含まれると思うのですが、こういうまちづくりをする、例えば平和なまちづくりをするとか、文化、教育を重視したまちづくりをするとか、そういったことが上に来るのではあれば、そういうまちづくりをするために市民参加があり、また、議会の役割があり、市民の役割それぞれが体系的につながっていくのかなと。ただ、それがいいか、最後がいいかはともかくとして、今、最後に持ってきたのは、そういったまちづくりをしていく中で、平和ということについても特に武蔵野市は進めていくという1つの宣言になっているのかなと。そういう意味合いとしては、最後のほうで、今は第7章になっていますけれども、これでいいのかなと。先ほどおっしゃられたとおり平和外交、外国人ともしっかりと協調をしてやっていくということも含めて、市の政策としても重点を置いている。そういう位置づけで私も捉えていますので、このつくり方でいいのかなと思っています。

【B委員】 私も、6章の中で平和にかかわる部分が入っていたので、6章と7章の関係といえますか、二つの小の内容を移動あるいは統合することもあり得るかもしれないと思っていたので、今、座長が全体のまとめになるものが平和とおっしゃったのは、納得できたというか、流れとしてうまくまとまるのかなと思えました。ですので改めて、6章の中の平和に関わる部分は、ここに置くかどうかもう一度考えてもいいかなと思いました。

【座長】 私に賛成してくださってありがとうございます。そうすると、私もまた言いたくなるのです。6章のところ、19 ページです。「多様な主体との協力」とあって、囲まれている中に3項目が並んでいますね。問題になっている今の「国際社会との交流及び連携を推進します」という趣旨のことは、3つの項目の2番目に入っています。もし7章の平和とこれをつなげていくような考え方、副座長の言う市民外交、あるいは自治体外交だ、そういうふうにしてつないでいくというのならば、6章のまとめ方の順番を変えて、一番上の「地域の相互発展や、市民へのサービス向上のため、また、災害時に相互に協力・支援を行うために、友好都市や近隣自治体と連携を図ります」を最初の項目にするのはいいのですが、その次には「最も身近な基礎自治体として（中略）国及び東京都との役割分担を明確化し」という3番目に書いてあることを、他の自治体との関係として2番目に書く。そして、「国際社会との交流及び連携を推進します」を最後に持っていく。この6章をそうすると、その次の7章の「平和」、そういうふうに連動させている構成にしましょう。よろしいでしょうか。

【F委員】 私もまさに同じことを考えたのですが、それにさらに説明を聞きながら思ったことは、大ききでいえば、やはり友好都市、近隣自治体と国、東京都という感じになるのですが、「友好都市」とあるのならば、友好都市は今、アメリカとかいろいろ国際的な友好都市を持っていますね、それならば順番的には3、1、2なのかかと思います。まず、基礎自治体と言っ

た後で、相互発展とか協力とかというほうが、規模的には中規模になって、国際社会が3番目。どうですか。

【座長】 確かに、海外の友好都市もないことはないけど、武蔵野の場合には、いわゆる姉妹都市ではないのがたくさんある。それらを友好都市と言っているのです。外国も入ってはいるのですが、そう多くはないね。

【F委員】 国際社会が最後になるというのだと、形が丸くおさまりやすい気がいたします。

さらに、先ほどA委員から「次世代及び市の将来に配慮するものとします」という5ページのところでの疑問が提起されました。そこで市政運営という形で考えているというお答えが座長からあったと思うのですが、私は、そこまで広げなくてもいいのかなと思いつつ、陳腐な言葉で言えば、持続可能、サステナブルなことなので、環境問題も含めて、それから世界との関係で、結局は平和に生きていなければ人権は守られないし、市民として生きていくことができないということにつながっていく。

7章で、前文ではなくて各条として入れることは、繰り返しになりますけれども、一般的なことではなくて、本当に具体的な権利として平和に生きていくことを自分たちの権利として主張していいのだということをもう一度最後に確認するという意味もあるのかなという気がいたしました。

【座長】 平和の日のあの条例は、権利の話まで書いていましたか。書いていないでしょう。

【F委員】 前回、人権とかの話は触れないということだったように記憶しています。

【副座長】 もう1点、6章のところの「多様な主体との協力」はもう少し表現がないですか。

【座長】 1章、2章から先に行っちゃったね。ちょっと待ってください。ともかく2章まででほかにご意見はありますか。

【G委員】 前文のところの下段ですが、「目指す方向性」の中で、「市民は自治の主体であることを自覚し、市と共に市民自治をより一層推進すること」となっています。行政側から言うのはおかしいですけども、これは「行政に協力をして」的なニュアンスを強く感じます。市とともにやりなさいという表現をされているので、ここは特に「市と共に」とはしないで、「自覚し、市民自治をより一層」という表現がよろしいかなと思います。

【座長】 結構ですね。

【G委員】 それから、1章の「総則」の「用語の定義」です。「市民（個人）と事業者（団体・法人等）とは分けて定義を行います」、これはこれからの定義の方法ですが、「団体」となると、我々はすぐ市民団体、市民の自主的な活動団体のことが頭に入ってきます。これが事業者ということであれば、企業・法人という意味だと思いますので、ここは「団体」という表現

ではなくて、「事業団体」とかそういう表現だったらまだいいのですけれども、市民団体は多様な活動のほうで定義されるはずです。ここは誤解のないように、「団体」という表現は取ったほうがいいのかと思っています。

【F委員】 確かに、市民と事業者を分けないから混乱していて、事業者と市民はちゃんと分けたほうがいいのは、事業者は利益を追求する団体というニュアンスだったと思うのです。事業者の定義を行った上で、法人として武蔵野にどうこうとかという形になるのかもしれないけれども、それは事業者を定義しても結局ここに関係してくるのでしょうか。自治基本条例で事業者が定義されることの意義は何だろうかという気がしたのですが、そこはどうでしょうか。

あと、個人と団体とで分けるとすると、先ほどの市民団体自体は団体で、個人ではないので、そこはちょっと難しいのではないかという気がしたのです。

【座長】 ここはなかなか難しいところだから、ちょっといじらないで、ほっておきましょうか。もう1点ありましたね。

【G委員】 前文の「市と共に」は削るということです。

【座長】 それはおっしゃるとおりだから、削りましょう。

他はよろしいでしょうか。では、次の「第3章 参加と協働」に入りたいと思います。ここは「市民参加」「住民投票」「協働」「コミュニティ」と入って、非常にボリュームのあるところなのですが、ここでご意見があれば、ここが一番中心になる部分だね。あと、議会と市長のところだね。

【D委員】 2点ほどあります。

1つは、これは議会のほうとも考え方を一緒にしなければいけないかなと思っているのですが、8ページの「情報共有」の5番目、「非公開とするべき正当な理由がある場合を除きます」。会議は原則公開ですけれども、公開しない場合の「正当な理由」というのは一体何だというのは、ある程度基準が必要なのかなと思っています。

議会の中でも、いわゆる秘密会と称するものをやる場合にどうするのかということがあって、まだ最終的に具体的な項目としては挙がっていないのですけれども、1つには、プライバシーに関わるような問題を扱う場合。あとは、緊急に行わなければいけなくなったために周知ができない、広く市民の方に知っていただいた上でやるのが不可能な場合には、秘密会とせざるを得ないだろう、そういう整理の仕方をしているのですけれども、ここでいう「正当な理由」というのは一体どういうことがあるのかというのが気になったので、これは議会のほうでの考え方と、全体的な、いわゆる会議の公開、非公開のところの考え方でも整理をしなければいけないのかなと感じたところが1つです。

もう1つが、住民投票のところで、10ページの一番上、「常設型」の住民投票条例の2行目で、市の合併や分割、市境の変更、たしかこれだけという話だったので、「など」とつけるのはどうなのかと思ったのです。ほかに何かあるかという話にもなりかねないのかなと。「市境の変更など（廃置分合と境界変更）」とあるのですが、基本的にこれだけだったと思うのです。

「市境変更など」となると、この「など」は一体何を示すのか。

【座長】 それは廃置分合を、市の合併や分割ということにしていますね。これだけではないです。廃置分合は4つ字が入っているでしょう。正確に言うと、団体を廃止してしまうのが「廃」です。武蔵野市をなくしてしまう。「置」は設置するということです。例えば、都道府県を廃止して道州制にするというのは、道州を新しく置くのです。新しく地方公共団体をつくるのです。それが設置の「置」になっています。いわゆる町村合併とか都道府県合併は「合」に入っています。逆に、今まで一緒にやってきたけど独立したいといって分割するといったときが「分」になっています。ここには合併と分割だけしか入っていませんけど、廃止と設置があるといえば、そう言えるのです。境界変更は境界変更です。それだけです。「など」はありません。

【D委員】 その説明があれば、そのとおりだなと思うのですが、ここをと読んでいると、これ以外にも何かあるのかと受け取ってしまったので、表現を何か考えたほうがいいかなというのが気になったところです。

【座長】 廃置分合の説明をするという意味で言うのなら、地方公共団体の廃止、設置、分割、合併と境界変更という5つの言葉が入っています。合併は、統合と合併を言っているから、どちらでもいいです。

【企画調整課長】 その旨をはっきり書く形で、記載を改めます。

【座長】 そこはそう記載を改めていただければ済むけど、もう1つの非公開の話、正当な理由とは何か。これは、情報公開条例でも決めているでしょう。情報公開条例で正当な理由を列挙していないですか。公開、非公開の正当な理由ではなくて、会議のほうの公開について、非公開にするときの正当な理由は、条例に書いているのではないかと思います。

【副座長】 秘密会は3分の2の多数議決ではないですか。2分の1議決ではなくて。

【G委員】 3分の2ですね。

【座長】 開会のことを市民に十分に周知できないから秘密会にするというのは変だと思いません。そんな理屈はないと思います。どうしても公開しなくてはいけない、知らせなくてはいけないときに、知らせようがないときは市役所の掲示板に出せばいいというのがあるでしょう。公示。それだって知らせたことになるのです。そういうことにしています。官報に印刷すれば、もう国民に知らせた、こういうことになっている。本当に多くの人に知らせるということにはなりませんけど、形の上では知らせたというのがあるわけですから、今の世の中だったら、ホームページに何月何日に開きますと事前書けば、公開したことになると思います。

【D委員】 今、秘密会と言ったのは、法的に言う秘密会ということと、議員さんの中で、公

開をしない会議が秘密会だという認識を持っている方もいらっしゃるのです。言葉の正式な意味合いでの秘密会ということと、公開しないから秘密でしょう、だから秘密会と称している方もいらっしゃる。明確に違うのですけれども。

ただ、ここで言うのは別に秘密会ということではなく、非公開でということになっているので、秘密会だろうが何だろうが会議は基本的には公開ですと。しかし、公開しない場合がありますと。秘密会であれば正式な手続等々ですることになるのですが、それ以外の、いわゆる任意の会議であっても、公開をしないでやる懇談会的なものであるとか、打ち合わせ程度の会議みたいなものも含めてどうするかというのは、議会の中でも扱いをどうしようかという検討の最中なのです。

その辺の考え方と、ここでは、原則公開だけれども非公開の会議もある、その理由としては「正当な理由がある場合」という表記になっているので、その場合については、説明できる何らかの基準みたいなものが一定程度は必要だろうと。その考え方は、我々議会だけではなく、執行部ともすり合わせをする必要があるのかなということです。表現はこれでもいいと思っ

【座長】 そういうご趣旨だとすると、8ページに書いてある「会議は原則公開とします」というときの「会議」は何を指しているかということ、その下の趣旨・説明の3番目「公開とする会議は、市長等が設置する審議会・調査会・懇談会・研究会など、有識者や市民等により構成される会議とします」と書いてあって、これは執行機関でつくる会議としか入っていないのです。議会の会議が一切入っていないです。それは議会がお決めになることというふうに外していると思います。今、D委員が心配された議会内のさまざまな種類の会議の話は別個ですから、議会基本条例のほうで公開の原則だとかをきちんと定義されれば、それで済むのではないかと思います。

【企画調整課長】 先ほどの情報公開条例で決めている内容は、あくまで文書の開示、非開示で、会議のことについては触れておりません。ただ、文書の非開示とするべきものの基準がありますので、そういったものを取り扱う会議である場合にはというところは、類推はできるかと思っ

【座長】 逆に言うと、会議の公開については、慣習的にそうしているというだけで、条例の根拠が一切ないのですか。要綱か何かはあるの。情報公開条例の中にも入っていないですか。

【G委員】 新しい会議は公開するというのが、会議の設置条例の中に入っていて、一般的には規定はないはず

【企画調整課長】 情報公開条例の中にはなかったです。

【総合政策部長】 例えばこの懇談会でも、会議ごとにそのメンバーの皆様で非公開にするか

公開にするかを決めるというのが今まででした。

【G委員】 一般論はそういうことはやっていないですね。

【副座長】 そうすると、これをつくったら情報公開条例なり個人情報保護条例なりを改正して、公開を入れるという話ですか。あるいは、それが出てきた場合に、自治基本条例が上位規範としてあったら、それを受けて個人情報保護なり情報公開条例をどう解釈するのですか。

【企画調整課長】 自治基本条例ができれば、ほかの条例は当然、全て整合させる必要がありますので、総点検をして、整合させる作業をしていくことになるかと思っております。

【副座長】 情報公開条例の中で知る権利を保障しているのですか。

【企画調整課長】 情報公開条例の目的の後段に、「市民の知る権利に基づく市政への参加を保障し」という文言がございます。

【副座長】 最初は入っていなかった。改正して、入っているね。

【座長】 東京都でつくったときも、知る権利を私は入れなかった。

「会議は原則公開とします」と自治基本条例で制定するなら、こういう種類の懇談会を開いたときに第1回で座長が「この会議は原則公開としたいと思いますが、ご賛成いただけますか」というのは要らない、やるべきでないと思うよ。基本条例が原則公開と決めているから、そうではどうしても困るといふとき、これは全部を公開というわけにはいきませんから、理由がちゃんとあるときは非公開にしますとかいふときは断らなければいけません、公開にすることについて諮る必要などないといふか、それでいくという大方針を決めているということだと思ふのです。ですから、これはこれだけでは十分ではないといふなら、どの範囲の会議まで入るのかは条例できちんと決めるとか、いろいろな対応が必要になるかもしれません。

【副座長】 逆に言ったら、委員の自由な意見を出してもらうために公開しないという委員会の性質もあると思う。例えば、土地収用委員会。あれは公開しないのを前提として委員を委嘱しているから、基本的には公開していないです。それで始まる前に、必ず公開を前提としますという手続を踏んでいるはず。それについては、我々を含めてこういう委員も公開を前提として発言している。だが、そうではない委員会もある。例外だけれども大事な権利規制をかけるような委員会になるから、そういう委員会がこの武蔵野市に今あるかどうかは別問題として、そのこのところをやるとした場合に、全てとなるとノーコントロールになる可能性がある。

【座長】 将来、条例をつくるかどうかは別問題として市のほうでお考えいただくことにして、今出てきたご意見については一応整理がついてきたと思いますが、新しい論点がありますか。

【副座長】 情報共有で特に行政との流れの中で一番怖いのは、これを根拠にして、情報提供

のコントロール権を行政側に付与していると考えられることです。サブリミナル効果で、都合のいいものだけ行政は出すのです。昔ありました、都合の悪いものは出さない。それをこの情報共有の名のもとにコントロール権を付与したという解釈をされないような表現が私は必要だと思いますね。そうでないと、この自治基本条例の規定に根拠づけられたというので、サブリミナル効果で、自分の都合のいい情報だけ出して都合の悪い情報は出さない。そういう運用のないような表現の仕方は、情報公開の場合には大事だと思います。

【座長】 それは条例化するときの文案の書き方の問題ですから、また相談に乗ってあげてください。

【A委員】 9ページの「市民参加」のところ、「市長等が実施する市民参加の方法」ということで2点挙げられていて、その2点目で「ワークショップなどを適切に」とあるのですが、この「適切に」というのは、ここに書かれている方法が正しいもので、逆にこれ以外のことはやらないという印象を持ったので、ここはむしろ「適切に」という言葉を取って、「ワークショップなどを取り入れ、市民参加の機会をつくります」とか「積極的につくります」と書いていただいたほうがいいかと思いました。

【座長】 「適切に」というのがそういう誤解を与えるのかな。意味は、その前に「事案に応じて」と書いてあるでしょう。そういうワークショップというものがふさわしい事案とか、ふさわしくない事案とか、いろいろ場合によるでしょう。委員会を設置して市民委員に参加してもらうという方式が非常にふさわしい事案もあれば、それはあまりふさわしくないから、アンケート調査をやるとか。「適切に」というのは、これが適切な方法だというのではなく、事案によって適切な方法が違うから、それに応じてこういうものなどを適宜に取り入れますという感じだと思います。

【A委員】 私もそういうふうには読めたのですが、読み方によっては、ここに書かれているものが適切というふうに読まれることがあるのではないかと思ったということです。

【副座長】 逆に、①に「原則としてパブリックコメント及び意見交換会を実施します」とあるけど、そのほかアンケートだとかがある。だから、「広聴（アンケートなど）、市民ワークショップなどを適切に取り入れます」だけでも、「原則として」となると、これは必ずパブリックコメントと意見交換を原則にするわけですか。それでいいかどうかという話だけでも、ほかに例えば武蔵野の場合には、よく「市長への手紙」だとかアンケートなどの経年的な分析を行って、政策を行ってきた。これもやはり市民参加だ。だから、こういうふうに限定していいかという話です。

【F委員】 パブコメと意見交換会は余りお金がかからないのですよね。常に必ずやっている感じがしています。他は随分ハードルが高いという点での分け方だったのでしょうか。

【企画調整課長】 今回、このパブリックコメントと意見交換はまず原則としてで、基本的に

必ずやりますというのは、武蔵野市として今までルールがありませんでしたので、そこを自治基本条例で新しく決めるというのが今回の趣旨かと思っています。前段で、長期計画その他重要な計画とかが重要な条件としてあって、全てについて例えばワークショップをすとかアンケートをすというのなかなか決められませんので、必ずやるものを①に入れて、それ以外のもの、これはバリエーションが本当にいろいろあるかと思っています。ここに書かれていないものもあると思いますけれども、そういったものを含めて適切に取り入れていくという形です。必ずやるものとして2つ決めさせていただいたのが趣旨になるかと思っています。

【副座長】 今でも「市長への手紙」をやって分析しているのですか。これはアンケートに入らないのですか。

【企画調整課長】 「市長への手紙」は従前のおりやっております。

【副座長】 アンケートはこの流れの中に入らないのですか。

【総合政策部長】 広聴に入ります。

【副座長】 一般の広聴の中で「アンケートなど」のうちの「など」で入っちゃうんだ。

【企画調整課長】 そういうことになると思います。

【副座長】 そのほかに、特に議会は公聴会という制度がありますね。

【企画調整課長】 あくまでバリエーション、さまざまなものがあるという例示になりますので、こういったものも入れておいたほうが良いというものがあれば、それはもちろん入れていきたいと思います。ちょっと具体的に挙げてきたものはございません。

【E委員】 過去の議論の経緯を事細かに覚えているわけではないので、もし間違っていたらすみません。市民参加の部分は、議会の議論は議会基本条例でという話になったのでしたっけ。

実は、先ほどの骨子案の構成イメージ図ができていないうちはそれでもいいかと思ったのですが、ここに議会の責務と市民の役割と市長の責務というのが1つの大きな固まりになって、その下に情報共有、市民参加が来ています。それで議会のことは全く触れなくてもいいのかなと今、何となく感じてしまいました。これはこれで、形としてそういう議論があって、議会のことについては今後議会基本条例で定めようという話になっていたならオーケーで、そうになっていたかなという話をしたのです。

それならばそれで、どこかにその一文を入れておいていただきたい。市民の方が、おそらくこれしか資料がなく市民意見交換会等に参加されると思うので、その中で議会は市民参加しないのかと捉えられるのは大変不本意なのです。議会基本条例の中には、市民参加という項目もありまして、実は今度パブコメもやりますし意見交換会もやるのですけれども、これだけ見ていると、議会は何もしないではないか、となる。組織構成図にはちゃんと議会は入っているけ

れども議会は市民参加をしないのかという誤解を招かないような一文をどこかに入れておいていただけるとありがたいです。

【企画調整課長】 ここでの整理としましては、4つございますけれども、2番目、3番目は具体的なことですので、これは「市長等」にしております。1番目の一番大きなところは「市は」です。これは定義の中に「市長等」と「議会」と両方含まれておりますので、一番大きなところの「参加する権利を保障し、参加の機会を整備」については両方かかって、基本的なところは自治基本条例で決めて、細かいところについてはそれぞれと意図しておりました。4つ目も大きなところになりますので、「市民からの意見を積極的に把握するように努め」は「市は」になっております。その旨、今、E委員が言われた、議会のことの細かくは議会基本条例でというところを趣旨・説明のところに入れさせていただきます。

【副座長】 これは市民向けだから、誤解されるのが怖いようだったら、市のところに括弧して「議会及び市長等」と改めて入れたらどうですか。

【E委員】 一応、用語の説明ではそうなっているのでそれでいいのですが、これだけ読むと議会も何もやらないのかという捉え方をされる。

【企画調整課長】 趣旨・説明のところを補足させていただきたいと思います。

【座長】 議会についての補足を必要とするのは、情報共有の趣旨・説明でしょう。議会のほうも情報の公開問題がたくさんあるね。市民参加問題もあるから、情報共有と市民参加の両項目に、趣旨・説明のところ、議会のほうは議会で決める、そちらで考えていると書いたらいいのではないかな。住民投票問題は少し違うし、「協働」ではあまり出てこないから、その2項目で、趣旨・説明のところ、議会について付言しておけばわかりやすいかもしれない。ほかにはいかがでしょうか。

【F委員】 8ページの「情報共有」の囲んだところの2番目「知る権利の対象は、市の保有する情報とします」ということですがけれども、この市の保有する情報というのは、具体的にはどういったイメージでしょうか。

【企画調整課長】 ここで言う「市の」は市長等と議会と両方を含みますという意味で記載させていただきます。

【F委員】 さらに他の自治体とか東京都とか、そういったことに関係するところがあった場合、それは市が保有しているのだから、そういったことに関しての情報は市に関係する部分だけ公開するといったことのような気がします。

【副座長】 情報公開の法律名は、「行政機関が保有する情報公開に関する法律です」。したがって、行政機関、この武蔵野市の場合は市長が庁舎管理権に基づいて保有している情報全てで

す。ですから、この庁内にある情報全てが公開の対象。これが法律の趣旨です。したがって、自主機関だとかなんとかと書いてありますけれども、市の中にあれば、監査委員が外郭団体を監査した場合に、その意見があれば、その書類は情報公開の対象になる。これが法律上の趣旨です。

【座長】 F委員は、国から発した情報も入っていれば都道府県の情報もある、それも入っているかと聞いていらっしゃる。

【G委員】 確かに、この庁内に持っている情報が対象になりますが、公開できるかどうか、公開するかしないかは、他の行政機関との関係で、公開しないことができるというものもあります。例えば、国が特定の情報を市にくれた場合、市は情報を持っていて公開の対象にはなりますが、市としては、それは国の機関の情報であって、公開することによって行政執行上影響があるということで非公開にする、そういうつくりになっています。

【F委員】 先ほどの市のところで、議会も含むということになりますけれども、それは大丈夫ということですね。

【D委員】 大丈夫だと思います。基本的には市に準ずる形になっています。

【B委員】 「住民投票」のことで、矢印の3つ目の発議権のところですか。これは市民の定義からすると幅が広いので、選挙権がある市民という意味ではないですか。

【座長】 ここは「市民の発議に必要な署名数」とありますから、署名によって発議するので、その必要な署名数を集めなければ成り立たないということになっていますから、その有効な署名者というのは、実は選挙人名簿に載った人です。従来のやり方は全部そのルールでやっています。

【G委員】 名簿がない以上、現実的にそれしかないという議論でしたね。

【座長】 子どもたちが署名しても、それは有効な数に入らないのです。正当な署名か否かということを選挙管理委員会が点検することになっているのです。大変な作業ですけれども。

【B委員】 あと、下の趣旨・説明の部分がたくさんありますけれども、この趣旨・説明は今回この骨子案を出すときに、市民に説明するための記述とされていていいですか。それで理解を深めていただくという意味ですね。

その中で、趣旨・説明の10ページの一番下の行、濫用を防ぐためにこういう措置をとるということは懇談会でも話しました。基準をあえて厳しくするということにもなりましたし、実施にはコストがかかる、時間もかかるということがお話に出たとは思っています。ただ、濫用を防ぐというのは、本当にやるべき案件を多くの人が認めるということが一番重要なことだと思います。ここに「コスト」と書かれていて、後半にもまたコストという話が出てきて、コストに終

始しているように見えます。それも書いてもいいのですけれども、やはりちょっと多いかなという気がいたしましたので、どのようにして濫用を防ぐかという点は、また別な説明の仕方もあると思いました。

【座長】 コストが2度も出てくる。10 ページの一番下のところと 11 ページの3つ目に「コストをかけて実施した結果については」ですね。

【B委員】 意見を表明した結果は公表するという趣旨かなと思うのですが。

【副座長】 逆に言ったら、濫用を防ぐ目的というのは、コストがかかるためだけなのかな。

【F委員】 普通は、結果が二転三転すると困るから、一回住民投票にかけたものに関しては何年間かは同じ内容での住民投票はしないとかの制度がとられることが多いのですが、そういった趣旨だと思います。コストがかかるから市民が意見を出せないという考え方は全てお金ありきの姿勢になってしまうので、それはどうかというB委員の意見に大賛成です。逆に言えば、お金があれば、何でもやっていいということになってしまうので。

【企画調整課長】 趣旨を踏まえて書き変えたいと思います。

【座長】 よろしくお願ひします。

ほかにはないでしょうか。あと5分ぐらいしか残っていませんので、今日はここまでになってしまうと思います。「協働」とか「コミュニティ」については特にご意見が出ていませんが、ここで締め切りしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次回は第3のテーマである「第4章 議会と市長との関係」、「第5章 行政の政策活動の原則」、「第6章 多様な主体との協力」、「第7章 平和」というところを全部含めまして、引き続き議論をしたいと思います。

最後に、これからのことについての連絡をお願いします。

【企画調整課長】 本日いただいたご意見、ご指摘は、最終的に整理させていただいて、市民意見に付させていただくことを想定しております。

次回は1月29日（月）、会場は412会議室です。改めて開催通知をお送りさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【座長】 どうもありがとうございました。

午後8時58分 閉会